

介護保健施設サービス（入所）利用料一覧表

（※金額単価は全て切捨てで算出しているため積算によって実際の請求金額は端数による変動があります）

基本利用料（保険給付の一割負担分／1日あたり）

費 目		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護保険施設サービス費	多床室 （相部屋）	859円	912円	979円	1035円	1094円
	個室	779円	828円	895円	953円	1009円

居住費・食費（1日あたり）

費 目		第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
居住費	多 床 室	0円	370円	370円	370円	650円
	個室	490円	490円	1310円	1310円	1640円
食 費		300円 3食	390円 3食	650円 3食	1360円 3食	2017円 3食

※おやつは別紙（1日あたり152円です）

加算利用料（保険給付の一割負担分）

費 目	金 額	加算単位	内容の説明
初期加算	33円	1日	入所日から起算して30日以内
夜勤職員配置加算	27円	1日	夜勤を行う看護職員又は介護職員の数が、厚生労働大臣の別に定める基準に適合している場合
短期集中 リハビリテーション実施加算	262円	1日	20分以上の個別リハを1週につき概ね3日以上行った場合（入所日から起算して3月以内の期間）
認知症短期集中 リハビリテーション実施加算	262円	1日	認知症であってリハビリテーションによって生活機能の改善が見込まれると判断された入所者に対して、週に3日を標準として20分以上の個別リハを行った場合（入所日から起算して3月以内の期間）
経口移行加算	31円	1日	現に経管により食事を摂取している入所者ごとに経口による食事の摂取を進めるための経口移行計画に従い支援を行った場合
経口維持加算Ⅰ	436円	1月	摂食機能障害を有し誤嚥が認められる入所者ごとに経口維持計画に従い、継続して経口摂取を進めるための特別な管理を行った場合
経口維持加算Ⅱ	109円	1月	経口維持加算（Ⅰ）を算定している場合であって、入所者の経口による継続的な食事の摂取を支援するための食事の観察及び会議等に、医師、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が加わった場合
栄養ケア・マネジメント未実施減算	▲16円	1日	各入所者の状態に応じた栄養管理が計画的に行われていない場合
再入所時栄養連携加算	218円	1回限り	入所者が医療機関に入院し、施設入所時とは大きく異なる栄養管理が必要となった場合であって、管理栄養士が当該医療機関での栄養食事指導に同席し、再入所後の栄養管理について当該医療機関の管理栄養士と相談の上、栄養ケア計画の原案を作成し、当該介護保険施設へ再入所した場合

口腔衛生管理加算（Ⅰ）	99円	1月	歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに関する技術的助言及び指導を月1回以上実施した場合
口腔衛生管理加算（Ⅱ）	120円	1月	（Ⅰ）の要件に加え、口腔衛生等の管理に係る計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、口腔衛生等の管理の実施に当たって当該情報その他口腔衛生等の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合
療養食加算	7円	1回	医師の発行する食事箋に基づき療養食を提供した場合（1日3回を限度）
外泊時費用	395円	1日（1月に6日を限度）	外泊を認められ、居宅に外泊した場合（但し、初日と最終日は該当としない）
外泊時費用 （在宅サービスを利用する場合）	872円	1日（1月に6日を限度）	退所が見込まれる利用者をその居宅において試行的に退所させ、介護老人保健施設が居宅サービスを提供する場合（但し、初日と最終日は該当としない）
認知症専門ケア加算（Ⅰ）	4円	1日	認知症対象者の占める割合が二分の一以上であり、認知症介護に係る専門的な研修を終了している者を配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施し、施設の従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的開催している場合
認知症専門ケア加算（Ⅱ）	5円	1日	（Ⅰ）の基準のいずれにも適合し、認知症介護の指導に係る専門的な研修を終了している者を一名以上配置し、施設全体の認知症ケアの指導等を実施していること。施設における介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定した場合
認知症行動・ 心理症状緊急対応加算	218円	1日 （7日を限度）	認知症の行動・心理症状が認められ、在宅での生活が困難であり緊急に入所することが適当と医師が判断した方に対し、介護保健施設サービスを行った場合
認知症情報提供加算 （認知症疾患医療センター等への紹介）	382円	1回限り	過去に認知症の原因疾患に関する確定診断を受けておらず、認知症のおそれがあると医師が判断した入所者であって、施設内での診断が困難であると判断された方について、認知症疾患医療センター等に紹介を行った場合
褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）	4円	1月	入所者等ごとに褥瘡の発生リスクについて、施設入所時等に評価するとともに、少なくとも三月に一回、評価を行い、結果等を厚生労働省に提出し、褥瘡管理の実施に当たって当該情報等を活用し、入所者等ごとに、多職種で共同して、褥瘡管理に関する褥瘡ケア計画を作成している場合、入所者等ごとの褥瘡ケア計画に従い褥瘡管理を実施するとともに、その管理の内容や入所者等ごとの状態について定期的に記録している場合
褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）	15円	1月	（Ⅰ）の算定要件を満たしている施設等において、施設入所時等の評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者等について、褥瘡の発生のない場合
褥瘡マネジメント加算（Ⅲ）	11円	月（3月に1回）	褥瘡ケア計画に基づき、入所者ごとに褥瘡管理を実施した場合（経過措置）

排せつ支援加算（Ⅰ）	11円	1月	排せつに介護を要する入所者等ごとに、要介護状態の軽減の見込みについて、医師又は医師と連携した看護師が施設入所時等に評価するとともに、少なくとも六月に一回、評価を行い結果等を厚生労働省に提出し、排せつ支援に当たって当該情報等を活用し、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれる者について、多職種共同して、排せつに介護を要する原因を分析し、それに基づいた支援計画を作成し、支援を継続して実施し、少なくとも三月に一回、入所者等ごとに支援計画を見直している場合
排せつ支援加算（Ⅱ）	17円	1月	（Ⅰ）の算定要件を満たしている施設等において、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれる者について、施設入所時等と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化がない又はおむつ使用ありから使用なしに改善している場合
排せつ支援加算（Ⅲ）	22円	1月	（Ⅰ）の算定要件を満たしている施設等において、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれる者について、施設入所時等と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化がなく、おむつ使用ありから使用なしに改善している場合
排せつ支援加算（Ⅳ）	109円	1月	排泄に介護を要する利用者のうち、身体機能の向上や環境の調整等によって排泄にかかる要介護状態の軽減に向けた、支援計画の作成及びそれに基づく支援を実施した場合（経過措置）
入所前後訪問指導加算（Ⅰ）	491円	1回限り	退所後生活する居宅を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行った場合
入所前後訪問指導加算（Ⅱ）	524円		施設サービス計画の策定及び診療方針の決定にあたり、医師、看護職員、支援相談員等が会議を行い、生活機能の改善目標を定め、退所後の生活に係る支援計画を策定した場合
試行的退所時指導加算	436円	1回（1月に1回を限度）	当該入所者の試行的な退所時に、当該入所者及びその家族等に対して、退所後の療養上の指導を行なった場合
退所時情報提供加算	545円	1回限り	退所後の主治の医師に対して、診療状況を示す文書を添えて紹介を行った場合
入退所前連携加算（Ⅰ）	654円	1回限り	入所前又は後30日以内に入所者が退所後に利用する居宅介護支援事業者と連携し退所後の居宅サービス等の利用方針を定めた場合
入退所前連携加算（Ⅱ）	436円	1回限り	入所者が退所し、居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合、居宅介護支援事業者に対して、必要な情報を提供し、かつ、居宅介護支援事業者と連携して退所後の居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合
訪問看護指示加算	327円	1回限り	入所者の退所時に、医師が、診療に基づき、入所者の選定する訪問看護ステーション等に対して、指示書を交付した場合
緊急時治療管理	565円	1日	利用者の病状が重篤となり、救命救急医療が必要となる場合において、緊急的な治療管理としての投薬、検査、注射、処置等を行った場合（1ヶ月1回連続する3日を限度）
特定治療	利用者の病状が著しく変化した場合に緊急その他やむを得ない事情により行われる医療行為（高齢者の医療の確保に関する法律に規定する保険医療機関等が行った場合に点数が算定されるリハビリテーション、処置、手術、麻酔又は放射線治療（別に厚生労働大臣が定めるものを除く））を行った場合		

かかりつけ医連携薬剤調整加算 (Ⅰ)	109円	1回限り	当施設の医師又は薬剤師が、関連ガイドライン等を踏まえた高齢者の薬物療法に関する研修を受講しており、入所後1月以内にかかりつけ医に状況に応じて処方内容を変更する可能性があることについて合意を得て、入所中に服用薬剤の総合的な評価を行い、評価内容や入所時と退所時の処方内容に変更がある場合は変更の経緯及び変更後の状態について、退所時又は退所後1月以内にかかりつけ医に情報提供を行い、その内容を診療録に記載している場合
かかりつけ医連携薬剤調整加算 (Ⅱ)	262円	1回限り	(Ⅰ)を算定しておりかつ入所者の服薬情報等を厚生労働省に提出し、処方に当たって、当該情報その他薬物療法の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合
かかりつけ医連携薬剤調整加算 (Ⅲ)	109円	1回限り	(Ⅰ)と(Ⅱ)を算定しておりかつ6種類以上の内服薬が処方されており、入所中に処方内容を当施設医師とかかりつけ医が共同し、総合的に評価・調整し、当施設医師が、入所時に処方されていた内服薬の種類を1種類以上減少させ、さらに退所時において処方されている内服薬の種類が、入所時に比べ1種類以上減少している場合
所定疾患施設療養費(Ⅰ)	261円	1日(1ヶ月に1回7日を限度)	肺炎・尿路感染・带状疱疹について、投薬・検査・注射・処置等を行った場合
所定疾患施設療養費(Ⅱ)	524円	1日(1ヶ月に1回7日を限度)	・肺炎・尿路感染・带状疱疹について、投薬・検査・注射・処置等を行った場合 ・医師が感染症対策に関する研修を受講している場合
地域連携診療計画情報提供加算	327円	1回限り	保険医療機関を退院した入所者に対し、地域連携診療計画に基づき、入所者の治療等を行うとともに、地域連携診療計画管理料を算定する病院に診療情報を文書により提供した場合
若年性認知症入所者受入加算	131円	1日	若年性認知症(64歳以下の初老期における認知症)利用者ごとに個別の担当者を定め、当該利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行った場合
在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅰ)	37円	1日	厚生労働大臣の別に定める基準に適合している場合
リハビリテーション マネジメント計画提出料加算	36円	1回限り	医師、PT、OT、ST等が共同しリハビリテーション実施計画を入所者又はその家族等に説明し、継続的にリハビリテーションの質を管理し、入所者ごとのリハビリテーション実施計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、当該情報その他適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合
自立支援推進加算	327円	1月	医師が入所者ごとに、自立支援のために特に必要な医学的評価を入所時に行うとともに、少なくとも六月に一回、医学的評価の見直しを行い、自立支援に係る支援計画等の策定等に参加しており、特に自立支援のための対応が必要であるとされた者毎に、多職種の者が共同して、自立支援に係る支援計画を策定し、支援計画に従ったケアを実施し、少なくとも三月に一回、入所者ごとに支援計画を見直しし、結果等を厚生労働省に提出し、当該情報その他自立支援促進の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合

科学的介護推進体制加算（Ⅰ）	44円	1月	入所者・利用者ごとの、ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報（Ⅱ）では、加えて疾病の状況や服薬情報等の情報）を、厚生労働省に提出している場合
科学的介護推進体制加算（Ⅱ）	66円	1月	
安全対策体制加算	22円	1回限り	外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合
安全管理体制未実施減算	▲6円	1日	運営基準における事故の発生又は再発を防止するための措置が講じられていない場合
ターミナルケア加算 （死亡日以前31日以上45日以下）	88円	1日	「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容に沿った取組を行うこった場合 （看取りに関する協議等の場の参加者として支援相談員を明記）
ターミナルケア加算 （死亡日以前4日以上30日以下）	175円	1日	
ターミナルケア加算 （死亡日前日及び前々日）	894円	1日	
ターミナルケア加算 （死亡日）	1799円	1日	
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	24円	1日	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合80%以上または利用者に直接サービスを提供する職員の総数に勤続10年以上の介護福祉士が35%以上の場合
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	20円	1日	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合60%以上の場合
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	7円	1日	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合50%以上または看護・介護職員の総数に占める常勤職員75%以上または利用者に直接サービスを提供する職員の総数に勤続7年以上の職員が30%以上の場合
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	※	1月	厚生労働大臣基準の全てに適合した場合 ※所定単位数×39/1000
介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	※	1月	厚生労働大臣基準（1）～（6）まで適合し、かつロ（2）～（3）いずれも適合の場合 ※所定単位数×29/1000
介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	※	1月	厚生労働大臣基準（1）～（6）まで適合し、かつロ（2）又は（3）に適合した場合 ※所定単位数×16/1000
介護職員特定処遇改善加算（Ⅰ）	※	1月	介護福祉士の配置等要件、現行加算要件、職場環境等要件及び見える化要件の全てを満たす対象事業者 ※所定単位数×21/1000
介護職員特定処遇改善加算（Ⅱ）	※	1月	現行加算要件、職場環境等要件及び見える化要件の全てを満たす対象事業者 ※所定単位数×17/1000
介護職員等ベースアップ等支援加算	※	1月	現行の処遇改善加算の対象事業所、加算額の2/3は介護職員等のベースアップ等を使用すること ※所定単位数×8/1000

※厚生労働大臣が定める基準に適合し、都道府県知事に届け出た場合、いずれかの料金が加算されます。

●上記金額は、実際の精算時には端数処理により若干の金額の違いが生じることがあります。

その他の日常生活費及び特別なサービスの利用料

項 目	金 額		内容の説明
おやつ代	1 日 1 5 2 円		状態に応じた食形態で提供
日用品費	施設で用意するものをご利用いただく場合にお支払いいただきます。個人で用意される方は、費用はいただきません。		
Aセット	1 日	3 0 5 円	保湿性リンスインシャンプー・保湿性ボディソープ・ティッシュペーパー・バスタオル等
Bセット	1 日	5 1 円	化粧水・乳液
化粧水	1 本	5 0 9 円	1 5 0 m l
乳液	1 本	5 0 9 円	1 5 0 m l
保湿用ローション	1 本	1 2 2 3 円	2 5 0 m l
教養娯楽費（余暇クラブ）	1 回	2 0 4 円	楽しみながらリハビリテーションにつながる余暇クラブ活動に参加いただいた場合（手工芸・お料理・茶道・昔遊び）
ドリンクサービス	1 日	1 5 2 円	所定の時間帯において、コーヒー、紅茶等を提供いたします。ご希望の方のみ。
お部屋代	個室	4 0 7 4 円	1 日あたり
	2 人部屋	2 0 3 7 円	
テレビレンタル代	1 日	2 2 4 円	多床室（4 人部屋）でご希望の方のみ※イヤホンの使用が必要になります。
電気代	1 日	5 1 円	個人用の電気製品を持ち込んだ場合。150Wまで、1点のみ（携帯電話も含む）
理美容代（カット等）	実費		ご希望の方のみ
行事費	実費		小旅行や観劇等の費用や講師を招いて実施する料理教室等の費用で、参加された場合
健康管理費	実費		インフルエンザ、肺炎球菌ワクチン等の予防接種等
介護用品代等	実費		リハビリシューズなど、施設売店にてお買い上げいただいた際の商品代
嗜好品	実費		乳製品等
その他の費用	実費		必要に応じて診断書等の発行等を希望される場合